

札幌市街路灯修繕 業務委託仕様書

令和3年度版

札幌市建設局土木部

目 次

I 総則	2
II 業務の着手	2
III 業務の実施	2
IV 完了・検査	5
[様式集]	
様式 1 業務着手届	6
様式 2 現場代理人及び主任技術者指定通知書	7
様式 3 技術者経歴書	8
様式 4 材料支給通知書、材料支給受領書	9
様式 5 材料支給使用簿	10
様式 6 支給材料返納届	11
様式 7 現場発生材料等引渡届	12
様式 8 業務日誌	13
様式 9 市設街路灯修繕業務内容報告書	別添
様式 10 業務実施数量集計表	別添
様式 11 完了届	14
様式 12 修繕発注書	15
様式 13 共架判定調査票	別添
以下、市内部様式	
様式 4-1 材料支給通知書、材料支給受領書	16
様式 14 業務履行検査報告書	17

令和3年度 札幌市街路灯修繕業務 仕様書

I 総則

I - 1 適用範囲

本仕様書は、札幌市各区土木部が施行する街路灯修繕業務に適用する。

I - 2 用語の定義

この仕様書において、次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 業務員とは、業務担当職員及び副担当職員である本市の職員をいい、委託事項に関する連絡及びその調整に従事する。
- (2) 修繕等とは、街路灯の不点灯の修理や増設、危険灯具の撤去などについて、部品の修繕、交換、機器の交換、撤去、廃棄などをを行うことをいう。
- (3) 指示とは、業務員が受託者に対し施工箇所、期間、工法等を示し業務を実施させることをいう。
- (4) 業務員の承諾とは、受託者が業務員に報告し、業務員が事前に了解することをいう。
- (5) 受託者の承諾とは、業務員からの業務指示に対して、受託者が了解することをいう。
- (6) 完了とは、契約期間中に定める期間内の業務全てを終了することをいう。
- (7) 履行検査とは、完了した業務の履行確認の検査をいう。
- (8) 段階検査とは、業務の途中段階において行う履行確認の検査をいう。
- (9) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

I - 3 業務の仕様

本仕様書及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による。

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）平成31年版
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）平成31年版
- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）令和2年版
- ・電気設備工事仕様書（札幌市都市局建築部）
- ・土木工事共通仕様書（札幌市財政局工事管理室）
- ・道路照明施設設置基準・同解説（社団法人日本道路協会）

II 業務の着手

II - 1 業務着手届

受託者は、契約書に示す日に業務に着手し、業務着手届（現場代理人及び主任技術者指定通知書、技術者経歴書を添付）（様式1、2、3）を提出し、業務員の承諾を得なければならない。

II - 2 施工計画書

- (1) 受託者は、あらかじめ業務実施に必要な施工計画書を作成し、着手日に業務員に提出しなければならない。ただし、短期又は簡易、緊急の業務等で業務員の承諾を得た場合は、省略することができる。
- (2) 施工計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、修正のうえ業務員に提出して承諾を得なければならない。
- (3) 施工計画書に記載すべき事項は以下のとおりとする。
 - ・業務の実施体制(人員配置等)
 - ・使用資機材
 - ・業務員からの業務指示の連絡先
 - ・道路使用許可証の写し
 - ・支給材の保管場所、施錠の有無の分かる資料
 - ・その他

III 業務の実施

III - 1 用地の使用等

- (1) 受託者が、業務実施のために直接必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きをとるものとする。
- (2) 受託者が、業務実施に必要な私用地を借用し、また買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は責任をもって解決しなければならない。

III - 2 支給品

- (1) 発注者は材料支給通知書(様式4)により材料支給を行うこと。また受託者は、受領書を発注者に提出し、支給材料について支給材料使用簿(様式5)を備え、常にその残数量を明らかにしておかなければならない。
- (2) 支給材料の保管については、紛失、盗難の無いように施錠が出来るとともに、風雨のあたらない場所で保管すること。
- (3) 受託者は、業務完了時に支給材料の精算を行い、支給材料返納届(様式6)を速やかに業務員に提出しなければならない。

III - 3 現場発生材

(1) 産業廃棄物

発生材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき指定された処理施設へ適切に処分すること。
また、処理施設については原則として札幌市内の処理施設とし、受入条件等を確認のうえ、事前に業務員と協議すること。なお、アスファルトコンクリート塊は下記の処理施設へ搬出することとし、提出先の指定の無きものは「産業廃棄物処理業者名簿」を参照し、適切に処理、処分すること。
また、本業務で発生した産業廃棄物は受託者が事業者(排出者)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理するとともに、E(最終処分終了)票の写しを履行期間内に提出すること。

なお、E票の提出が遅れる場合は、D(処分終了)票の写しを提出し、最終処分終了後、速やかにE票の写しを提出すること。

- ・アスファルトコンクリート塊 指定搬出先：東堆積場(東区東雁来5条1丁目75号)
西堆積場(西区發寒10条14丁目1067-7)
豊平・南堆積場(豊平区西岡521番地)

- ・コンクリート塊、コンクリートブロック

- ・金属くず(照明器具、安定器等)は、下記の中間業者で処分すること。

再生処理施設名	処理施設の所在地
(株) 鈴木商会	西) 発寒15条13丁目3-45、東) 東雁来町262番地
(株) 公清企業	東) 中沼町45-23

- ・廃蛍光管類は、下記の中間業者で処分すること

再生処理施設名	処理施設の所在地	受入条件等
(株) 公清企業	東) 中沼町45-23	
札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条12丁目1-1	
北清企業(株)	東) 北丘珠3条4丁目659-22	

- ・昭和47年以前の安定器でPCB入りのコンデンサを使用している場合は業務員に報告すること。

(2) 産業廃棄物運搬車両表示

産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること。(同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2)

(3) 有価金属

有価金属は、現場発生材料等引渡届(様式7)を作成し、業務員が指定する保管場所に運搬すること。

III - 4 業務指示

- (1) 受託者は、街路灯の不点灯による修繕を業務員に修繕発注書(様式12)にて指示され、承諾した場合は、指示された日から起算して3営業日以内に修繕等を行わなければならない。しかし、灯具の器種決定や支給等など受託者に起因しない不測の事態があった場合はその限りではない。その際には、業務員に報告、指示を仰ぐこと。
- (2) 業務完了に重大な影響を及ぼすと予想される工程の遅れを生じた場合は、直ちに工程の遅れを回復する具体的处置を定め、業務員に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、夜間・休日時の交通事故等による緊急対応の必要が生じた際は、業務員と協議し、指示を受けた上で、異常事態を迅速に確認し、ただちに危険回避措置を施すなどの対応を行うこと。
このため、受託者は日頃から緊急対応のできる体制を整えておかなければならない。

III - 5 安全管理

- (1) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に、常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し生活環境の保全に努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務現場が隣接し又は同一場所において他工事等がある場合は、常に相互協調し施工しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施において、交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- (4) 受託者は、業務名標示板、道路標識、防護施設等を設置するものとし、実状に応じて交通整理員を適時配置し交通安全管理を行うこと。
- (5) 豪雨、出水その他の天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかなければならぬ。
- (6) 業務中、必要な保安措置は関係法令に従って行わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の実施中に発生した事故は、すみやかに業務員に報告しなければならない。

III - 6 諸法令の準拠

受託者は、業務の実施にあたり建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害保証保険法、公害対策基本法、道路交通法等の諸法令に準拠し、業務の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運営適用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

III - 7 官公庁等の手続

- (1) 一定期間、交通規制を必要とする場合は、その方法について業務員及び関係官庁と協議し、実施及び解除時期等について承認を得なければならない。
- (2) その他業務実施のため、必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (3) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を業務員に申し出て協議するものとする。

III - 8 休日又は夜間における業務

休日又は夜間に業務実施を必要とする場合は、あらかじめ業務員の了解を得なければならない。

III - 9 段階検査

- (1) 特記仕様書あるいは、あらかじめ業務員が指示した箇所、段階がある場合は、業務員の検査を受けなければならない。
- (2) 主要な施工段階の区切り、業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難な箇所については、業務員の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。

III - 10 施工時の留意事項

- (1) ランプ取替・不点灯調査等の際は、グローブの清掃も併せて行うこと。
- (2) 自動点滅器を交換した場合は点灯試験を行うこと。
- (3) 高所作業車使用の際は安全帯を装着し、高所からの転落防止措置を確実に行うこと。また安全靴・安全ヘルメット・手袋ほか保護具を着用して作業の安全に留意すること。
- (4) 歩行者、他の車両の通行に障害がないように業務を行うこと。
- (5) 道路使用許可申請書を提出すること。

III - 11 交換機器等の性能

- (1) ランプは、照明器具に適合した種類、大きさ(ワット)で、長寿命高効率なものでなければならない。
- (2) 安定器は、ランプの種類、大きさ(ワット)、電源電圧、周波数に適合し、高力率型のものを設置すること。
- (3) グローブは、照明器具に適合した種類、大きさでなければならない。

III - 12 施工管理

業務の施工日には、業務日誌(様式8)に業務の概要を記入し、修繕等の写真を添付して逐次業務員に提出すること。

- (1) 品質管理
新しい灯具を設置する際は事前に機器本体の絶縁抵抗を計測し、業務日誌にその計測値、基準に対する良、不良の別を記載すること。
- (2) 出来形管理
・写真管理

街路灯番号、修繕等の前後(不点灯に係る修繕については修繕後の点灯状況)について日付の分かる写真を全修繕等について撮影すること。

・市設街路灯修繕業務内容報告書による業務管理

市設街路灯修繕業務内容報告書（様式9）に指示日、修繕日、街路灯番号、住所、街路灯の形式、作業内容（単価番号）、数量、単価、金額等を記載し、業務の実施管理を行うこと。

・共架判定調査についての作成資料

対象街路灯の付近に共架可能な電柱があるかを確認し、共架設置可能な地上高、電源の有無、既設単独柱からの離れ、他設備との離隔、電柱番号、道路幅員を地上部より近接目視にて実施し、設置可否の見解を行う。判定調査の結果は共架判定調査票（様式13）に記入する。また、点検中、緊急の対応を必要とする重大な変状等が発見された場合は、速やかに業務担当者に連絡する。

III - 13 1ヶ月間の業務報告

受託者は、毎月1日から月末までの1ヶ月間の修繕等について、各月末後に速やかに市設街路灯修繕業務内容報告書（様式9）、業務日誌（様式8）、支給材料使用簿（様式5）、現場発生材を処分した場合はその伝票等を業務員に提出すること。なお、提出済みの業務日誌（様式8）について、再度提出するかは、業務員の指示に従うこと。

IV 完了・検査

IV - 1 完了届

- (1) 受託者は、契約期間中に次項に定める期間の補修等の業務が完了したときは速やかに完了届（様式11）（業務実績数量集計表（様式10）を添付）に対象期間の業務報告等の書類を添付して業務員に提出しなければならない。なお、完了届の提出にあたっては、対象期間のIII - 13による業務報告が行われていなければならない。
- (2) 契約期間中に定める補修等の期間は、4月1日から5月末日、6月1日から7月末日、8月1日から9月末日、10月1日から11月末日、12月1日から翌年1月末日、2月1日から3月末日の6つの期間とする。

IV - 2 検査

- (1) 完了届の提出から契約書に定める検査期間内に対象期間の業務報告等の書類を用いて検査を実施するものとする。また、検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者がこれに立会わなければならない。
- (2) 受託者は、検査員の求めに応じ検査のために必要な書類等の提出と、その他必要な処置をとらなければならない。

積算に使用している追加単価等について

本工事に係る工事費の積算にあたり、積算に使用された追加単価（札幌市で公表されている資材単価と月刊の「建設物価」（財団法人建設物価調査会発刊）及び「積算資料」（財団法人経済調査会発刊）に掲載されている単価以外）については、次のとおり閲覧できます。

○公表の方法

1. 公表場所：札幌市各区土木センター
2. 公表方法：各区土木センターにて公表方法が異なりますので、担当までお問い合わせください。
(注意事項)

使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品を指定したものではありません。

部長	課長	係長

業務着手届

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広様

受託者 住 所
商号又は名称
代表者 氏名

印

業務名 ●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務

上記業務は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

上記業務着手を認める。

業務担当職員 ○○職員

印

※1 提出期限 着手日と同日

※2 現場代理人及び主任技術者指定通知書、技術者経歴書を添付し、各頁間に使用印で割印すること。

現場代理人及び主任技術者指定通知書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広様

住 所
受託者 商号又は名称
代表者 氏名

印

業務名

●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務

上記業務に係わる現場代理人及び主任技術者を次のとおり定めたので、別紙技術者経歴書を添えて通知します。

区分	氏名	備考
現場代理人		
主任技術者		

上記配置技術者を妥当と認める。

業務担当職員 ○○職員

印

- ※1 「区分」には、現場代理人、主任技術者の種別を記載すること（技術者の配置は建設業法第26条に基づき適正に行うこと）。
- ※2 現場代理人、主任技術者は兼務することができる。
- ※3 技術者と受託人との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

技術者経歴書

現場代理人
主任技術者

現住所				
氏名		生年月日	年月日	
最終学歴	卒業年月	学校名	専攻科	
	年月			
職歴	年月	入社		
	年月	入社		
技術資格	年月	取得No.		
	年月	取得No.		
主要工事 (業務)経歴	業務名		受託金額(千円)	工期
	直前1年分			年月 年月
				年月 年月
	直前2年分			年月 年月
				年月 年月
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 氏名 印				

※1 現場代理人、主任技術者については、該当するものを○で囲むこと。

※2 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記入し、専修学校、各種学校等は記入しないこと。

支給番号　号
令和　年　月　日

材料支給通知書

様

札幌市長 秋元克広
(〇区土木部維持管理課)

下記により、材料を支給しますので、札幌市街路灯修繕業務仕様書に基づき保管、管理を行ってください。

記

支給対象業務名 ●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務
支給予定期 令和 年 月 日

名称	型番	数量	支給場所

材料支給受領書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広 様

受託者 住 所
 商号又は名称
 代表者 氏名 印

令和 年 月 日付支給番号 号により支給のありました材料について令和
年 月 日に受領いたしました。

支給材料使用簿					
業務名		●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務		受託者	
連番	支給日	名称	型番	使用日	備考
1	..				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※ 支給材料1つずつに連番を付して管理すること。

支 紿 材 料 返 納 届

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広様

受託者	住 所
	商号又は名称
	代表者 氏名

印

●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務に係り支給を受けていた材料について、その使用について清算した結果、下記の材料が未使用となりましたので返納いたします。

記

部長	課長	係長
令和 年 月 日に、上記支給材料の返納 を確認した。		

現場発生材料等引渡届

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広様

受託者	住 所
	商号又は名称
	代表者 氏名

印

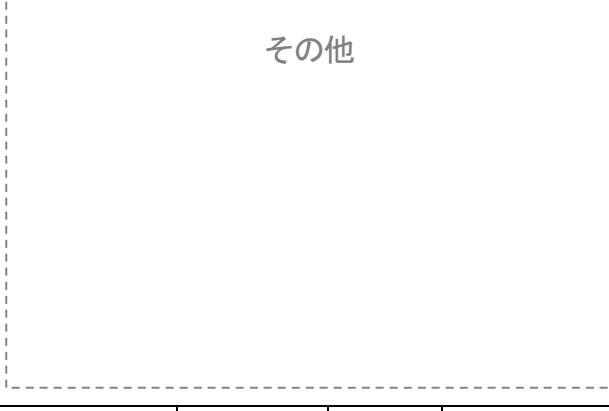
○区○○地区市設街路灯修繕業務により現場で発生した下記の材料、産業廃棄物等について引渡いたします。

記

引渡予定日 令和 年 月 日

部長	課長	係長
令和 年 月 日に、上記現場発生材料等 の引渡しを確認した。		

業務日誌

作業日	月 日	天候		始業 時 分	終業 時 分
作業内容					
住 所				街路灯番号	No.
業務員からの指示	無・有 ()				
業務写真	 施工前				
	 施工後				
	 その他				
絶縁抵抗	計測値	MΩ	良・不良	備考	

※ 新しい灯具を設置する際は、事前に機器本体の絶縁抵抗を計測すること。

完了届（　月分）

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広様

住所

受託者 商号又は名称

代表者氏名

印

令和 年 月 日付契約の〇〇区〇〇地区市設街路灯修繕業務について、令和 年
 月 日に別紙のとおり、 月分が完了したのでお届けします。なお、完了した役務の内容
 は、業務日誌にて逐次報告したとおりです。

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	印
----	----------	-----------	---

課 長	係 長	係

令和 年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この業務（役務）の履行検査
 に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろし
 いか。

検査員 職 氏 名 ○○係長 ○○ ○○

立会人 職 氏 名 ○○ ○○

修繕発注書

街路灯番号								電柱番号							
作成日付								設置者							
住所								メーカー							
路線名								修繕業者名							
住宅地図番号								修繕業者TEL							
担当者								設置年月日							
需要家番号									灯1	灯2	灯3	灯4	灯5		
発行回数	支店	ブロック	住所コード	街区番号	契約No.	枝番号	種別								
ポール種類	共架		アームレス		北電柱										
引込方法	架空														
不点項目	不点														
修繕内容															
コメント															

修繕履歴

修繕年月	修繕業者名	内容1	内容2

位置図

○○区 土木部維持管理課

部長	課長	係長	係

下記により、材料を支給してよろしいか伺います。

支給番号　号
令和　年　月　日

材料支給通知書 様

札幌市長 秋元克広
(〇区土木部維持管理課)

下記により、材料を支給しますので、札幌市街路灯修繕業務仕様書に基づき保管、管理を行ってください。

支給対象業務名 ●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務
支給予定日 令和 年 月 日

名称	型番	数量	支給場所

材料支給受領書

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所
受託者 商号又は名称
代表者 氏名

印

令和 年 月 日付支給番号 号により支給のありました材料について受領いたしました。

街路灯修繕業務－市内部様式（様式14）

	土木部長	維持管理課長	管理係長

業務履行検査報告書

令和 年 月 日

検査員 ○○係長 ○○職員

印

立会人

○○職員

印

次のとおり、検査をいたしましたので報告します。

名 称	●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務
契約の相手方	
単 価 契 約	契 約 書 の 単 価 内 訳 書 の と お り
検査対象金額	○、○月分 円
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 間 (約定期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
実 施 期 間 (検査対象期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
検 査 年 月 日	令和 年 月 日
検 査 の 結 果	
備 考	